

2007年6月14日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

結核対策に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2007年6月1日付けで諮問（第259号）された結核対策に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するにあたりコンピュータ処理をする必要性についての合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成18年4月1日保健所政令市移行にあたり、保健所・保健センター業務のコンピュータ処理については平成17年10月17日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問があり、承認されたものである。

結核対策業務は、保健所業務システムの「結核予防業務システム」を使用して処理をしていたが、平成19年4月1日から厚生労働省の結核発生動向調査システムが、「結核登録者情報システム」に刷新され、保健所の結核システムの運用方法を変更することになったことから、条例第18条コンピュータ処理の制限に基づき、個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理の必要性について

平成19年4月1日から「結核予防法」が廃止され、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に統

合され、結核は感染症法上の第2類感染症に位置付けられ感染症法の第3章「感染症に関する情報の収集及び公表」、第7章の2「結核」、及び「感染症発生動向調査事業実施要綱」等に基づき結核対策が推進されることとなった。

結核対策の基礎となるものは、結核の流行や対策を評価するための情報である。この情報は、「結核発生動向調査」事業、いわゆるサーベイランス事業とし、以前より国ではコンピュータ処理されていた。

結核に関する情報を全国規模で迅速に収集、分析、提供・公開するために、今回、国では新たに「結核登録者情報システム」を導入した。全国の保健所等がこの新システムを使用することで、結核の報告及び情報還元の迅速化・効率化が図られるものである。

(3) コンピュータ処理の概要

結核対策の基礎となる情報を得るために、「結核発生動向調査」事業が行われており、平成18年度までは、保健所から県をとおして国へ、さらに国で集計して詳細な患者情報を分析し還元するというものであった。

平成19年4月から、「結核登録者情報システム」へシステムが刷新され、新システムでは、結核の報告及び情報還元の迅速化・効率化をめざし、患者管理機能を「専用ソフトウェア」、集計機能を「WWWブラウザを利用したシステム」として構築された。

各保健所のローカルデータベース（LDB）では結核登録者情報の登録・管理、接触者管理機能があり、結核登録者情報システムのサーバにあるセントラルデータベース（CDB）では月報・年報自動集計機能、結核評価情報の検索等の機能がある。

(4) コンピュータ処理をする情報

ア LDBの情報

結核発生届等から登録者の属性として氏名・生年月日・性別・住所等、登録までの状況、病状、治療の状況、及び、接触者検診関係等の情報を入力する。

イ CDBの情報

CDB側では、LDBの情報から氏名・生年月日・住所等を除いた結核対策に必要な評価情報や、月報・年報処理に必要な情報が入力される。

(5) 結核登録者情報システムの機器構成等

LDBの構築は結核登録者情報システム専用のパソコンを使用し、CDBへは情報系LANを経由して総合行政ネットワーク（LGWAN）接続するものである。

(6) 安全対策及び日常的な処理体制

ア 操作者の限定

操作権は、保健予防課保健予防担当の結核業務担当職員のみとする。

イ ログイン等

国から指定された、利用者 I D、パスワードを使用する。

ウ 機器設置場所

入室権限が限定されていて、かつ、I Dカード及びパスワードによる入室管理対応の保健所 4 階情報管理室に専用パソコン 1 台を設置する。

エ 操作ログ

情報系ネットワークの管理下による操作ログの保存をする。

(7) 実施時期について

平成 19 年 6 月 15 日以降

(8) 提出資料

ア 結核登録者情報システムの構成・機能

イ 結核発生届

ウ 結核登録者情報システムの主な入力項目一覧

エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理する必要性について

平成 19 年 4 月 1 日から、「結核予防法」が廃止され、感染症法に統合され、結核は感染症法上の第 2 類感染症に位置付けられ感染症法の第 3 章「感染症に関する情報の収集及び公表」、第 7 章の 2「結核」、及び「感染症発生動向調査事業実施要綱」等に基づき結核対策が推進されることとなった。

結核対策の基礎となるものは、結核の流行や対策を評価するための情報である。この情報は、「結核発生動向調査」事業、いわゆるサーベイランス事業とし、以前より国ではコンピュータ処理されていた。

結核に関する情報を全国規模で迅速に収集、分析、提供・公開するために、今回、国では新たに「結核登録者情報システム」を導入した。全国の保健所等がこの新システムを使用することで、結核の報告及び情報還元の迅速化・効率化が図られるものである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

(2) 安全対策及び日常的な処理体制について

ア 操作者の限定

操作権は、保健予防課保健予防担当の結核業務担当職員のみとする。

イ ログイン等

国から指定された、利用者 I D、パスワードを使用する。

ウ 機器設置場所

入室権限が限定されていて、かつ、I Dカード及びパスワードによる入室管理対応の保健所 4 階情報管理室に専用パソコン 1 台を設置する。

エ 操作ログ

情報系ネットワークの管理下による操作ログの保存をする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上